

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	小児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、小児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和3年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 平塚市小児の医療費の助成に関する条例(平成7年7月7日)に基づく事務であって、小児医療費の一部を助成することにより、健康増進を図り、もって小児の健全な育成を支援するもの。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 小児の医療費の助成に関する条例及び平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 資格審査 2. 医療証の交付 3. 医療の給付</p>
③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉システム) 中間サーバ 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 神奈川県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条別表第1、第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号個人情報保護委員会が規則で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 健康・こども部 こども家庭課 児童手当・医療担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-9844

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号個人情報保護委員会が規則で定めるもの	番号法第19条第8号個人情報保護委員会が規則で定めるもの	事後	号ズレによる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署	こども家庭課長 瀬戸 雅史	こども家庭課長 吉澤 達夫	事後	課長名の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年1月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉システム) 中間サーバ 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム)	福祉総合システム(児童福祉システム) 中間サーバ 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 神奈川県電子申請システム	事前	実施予定の内容に係る変更。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号個人情報保護委員会が規則で定めるもの	番号法第19条第9号個人情報保護委員会が規則で定めるもの	事後	法改正による条項変更であるため、重要な変更には該当しない。